

第 682 回兵庫地方最低賃金審議会

開催日時：令和 8 年 3 月 6 日(金)

午前 10 時 00 分～

場所：兵庫労働局 16 階 第 3 共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定（産業別）最低賃金改正申出の意向確認について
- (2) 特定（産業別）最低賃金設定業種の適用使用者数及び適用労働者数について
- (3) 最低賃金の周知広報の状況について
- (4) 次年度の实地視察等について
- (5) 次年度の審議予定について
- (6) その他

3 閉 会

兵庫地方最低賃金審議会

第 682 回審議会資料

令和 8 年 3 月 6 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

第 682 回兵庫地方最低賃金審議会

資 料 目 次

1	第 55 期兵庫地方最低賃金審議会委員名簿	1
2	令和 8 年度 兵庫県特定最低賃金の金額改正に関する意向表明	2
3	兵庫県特定最低賃金に関する産業分類表	3
4	令和 7 年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数調べ	4
5	令和 7 年度最低賃金周知広報状況	5
6	令和 8 年度兵庫地方最低賃金審議会による実地視察及び意見聴取について（案）	13
7	令和 7 年度 最低賃金審議会経過一覧表	15
8	令和 7 年度最低賃金審議会等開催日	16
9	令和 8 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	17

第55期兵庫地方最低賃金審議会委員名簿

令和8年2月6日

	氏 名	所 属	役 職
公 益 代 表	サカモト チカ 坂本 知可	神戸花くま法律事務所	弁護士
	センダ ナオキ 千田 直毅	神戸学院大学 経営学部	教 授
	ニフモト ヨシコ 庭本 佳子	神戸大学大学院 経営学研究科	准教授
	ミカミ キミオ 三上 喜美男	元 株式会社神戸新聞社	元論説顧問
	ヤマグチ タカヒデ 山口 隆英	兵庫県立大学 国際商経学部	教 授
労 働 者 代 表	エンギョウ ヒロユキ 圓行 弘幸	日本基幹産業労働組合連合会 兵庫県本部	事務局長
	コスゲ リエ 小菅 梨絵	JAM山陽	副書記長
	ナカニシ オリエ 中西 織絵	UAゼンセン兵庫県支部	次 長
	ホリイ セツヤ 堀井 説也	電機連合兵庫地方協議会	事務局長
	モリタ ナオキ 森田 直樹	連合兵庫	副事務局長
使 用 者 代 表	クラモト シンジ 倉本 信二	三ツ星ベルト株式会社	取締役常務執行役員 人事総務本部本部長
	タニグチ トシヒサ 谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会	専務理事
	マツオカ ナオヤ 松岡 直哉	兵庫県経営者協会	労働政策部長
	マツシタ タカヨ 松下 田佳子	川上塗料株式会社	常務取締役
	ヨシカワ カズヒロ 吉川 和宏	山陽特殊製鋼株式会社	人事・労政部プロ スタッフ主査

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日（圓行委員は令和8年2月6日より）（五十音順）

連兵26-140
令和8年2月26日

兵庫労働局
局長 金成 真一 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会 長 那 須 健
連 合 兵 庫 最 低 賃 金 連 絡 会
委 員 長 堀 井 説 也
(公 印 省 略)

令和8年度 兵庫県特定最低賃金の金額改正に関する意向表明

貴職におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

さて、標記の件につきまして、下記7件の最低賃金の金額改正の「申出」を行う準備をしておりますので、意向表明します。

- 兵庫県塗料製造業
- 兵庫県鉄鋼業
- 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
- 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信・機械器具製造業
- 兵庫県輸送用機械器具製造業
- 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
- 兵庫県自動車小売業

なお、特定最低賃金改正の審議に入るにあたっては、次の3点に重点をおき、建設的な審議がおこなわれることを要請します。

- ① 特定最低賃金は、日本で唯一の企業間の枠を超えた産業別労働条件決定システムであり、団体交渉を補完・代替していることから、企業横断的な最低賃金水準をより高いレベルで決定する役割を果たしていること。
- ② 現行特定最低賃金水準が、当該産業における労働者の生活確保、人材の確保・定着、公正な競争環境の維持に資していることを客観的資料に基づき示すこと。
- ③ 法の趣旨を踏まえるとともに、これまでの歴史的過程を重視し、全産業において審議を円滑に運営すること。



以上

兵庫県特定最低賃金に関する産業分類表

兵庫県特定最低賃金適用産業	日本標準産業分類(令和5年6月改定)	詳細(一部 該当するもののみ説明)
E11 繊維工業	E1114 綿紡績業	紡績業又はねん糸製造業(③紡績業のみ)
	E1115 化学繊維紡績業	
	E1116 毛紡績業	
	E1119 その他の紡績業	
	E1121 綿・スフ織物業	織物業(③綿・スフ・毛織物業のみ)
	E1123 毛織物業	
	E1125 細幅織物業	繊維雑品製造業
	E1129 その他の織物業	繊維雑品製造業
	E1131 丸編ニット生地製造業	メリヤス製造業(④丸編ニット生地製造業のみ)
	E114 染色整理業	染色整理業
	E115 網・網・レース・繊維粗製品製造業	繊維雑品製造業
E1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	その他の繊維工業又は繊維製品製造業	
E1198 繊維製衛生材料製造業		
E1644 塗料製造業	E1644 塗料製造業	油脂加工品又は塗料製造業(界面活性剤製造業を含む)(④塗料製造業のみ)
E22 鉄鋼業	E22 鉄鋼業	金属精錬業
		鋼材製造業(一貫して行うめっき業を含む)
		鍛鋼製造業
		その他の金属材料品製造業(④非鉄金属製造業に係るものを除く)
		鋳鉄鋳物製造業
鑄鋼製造業		
E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業 E27 業務用機械器具製造業	E25 はん用機械器具製造業	原動機製造業 一般産業用機械装置製造業 消火器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業
	E26 生産用機械器具製造業	農業用機械製造業 建設機械又は鉱山機械製造業(トラクター製造業を含む)
		金属加工機械製造業 繊維機械製造業
		特殊産業用機械製造業
	E271 事務用機械器具製造業	事務用機械器具製造業
	E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業	(営業用洗濯機、ドライクリーニング機製造業)
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業 E30 情報通信機械器具製造業	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子管又は半導体素子製造業
	E29 電気機械器具製造業	発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業 民生用電気機械器具製造業 電球製造業
		電子応用装置製造業 電気計測器製造業 その他の電気機械器具製造業
		E30 情報通信機械器具製造業
E31 輸送用機械器具製造業	E312 鉄道車両・同部分品製造業	鉄道車両製造業
	E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	船舶製造又は修理業
	E314 航空機・同附属品製造業	航空機製造業
	E315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	その他の輸送用機械器具製造業
	E3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業	自転車又はリヤカー製造業(④リヤカー製造業のみ)
E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	E2731 体積計製造業	計量器、測定器又は試験機製造業
	E2732 はかり製造業	
	E2733 圧力計・流量計・液面計等製造業	
	E2734 精密測定器製造業	
	E2735 分析機器製造業	
	E2736 試験機製造業	
	E2737 測量機械器具製造業	測量機械器具製造業
E2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	計量器、測定器又は試験機製造業	
156 各種商品小売業	1561 百貨店	百貨店、デパートメントストア等と称され、主として衣料、宝飾品、インテリア用品などの高単価商品を小売する業態の事業所であって従業者が常時50人以上のもの
	1562 総合スーパーマーケット	総合スーパーマーケット等と称され、主として衣料、食料品、生活雑貨などを総合的に小売する事業所であって従業者が常時50人以上のもの
	1569 各種商品小売業	主として他に分類されない衣食住にわたる各種商品を小売する事業所であって従業者が常時50人未満のもの
1591 自動車小売業	15911 自動車(新車)小売業	卸売業・小売業(④自動車、部分品、付属部品小売業のみ)
	15912 中古自動車小売業	
	15913 自動車部分品・附属品小売業	

令和7年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数調べ

件名	適用使用者数 (人)	適用労働者数 (人)	備考
繊維工業	119	1,661	
塗料製造業	49	1,860	
鉄鋼業	356	22,061	
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	1,720	59,962	
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具製造業	68	2,004	
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械 器具製造業、 情報通信機械器具製造業	757	42,947	
輸送用機械器具製造業	362	15,104	
各種商品小売業	141	16,344	
自動車小売業	2,200	15,264	
特定最低賃金 合計	5,772	177,207	

令和7年度最低賃金改定額の自治体広報誌等掲載状況

	自治体名称	広報誌・ホームページ等	
		地域別	特定
0	兵庫県	○	○
1	神戸市役所	○	○
2	姫路市役所	○	○
3	尼崎市役所	○	○
4	明石市役所	○	○
5	西宮市役所	○	○
6	洲本市役所	○	○
7	芦屋市役所	○	○
8	伊丹市役所	○	○
9	相生市役所	○	○
10	豊岡市役所	○	○
11	加古川市役所	○	○
12	赤穂市役所	○	○
13	西脇市役所	○	○
14	宝塚市役所	○	○
15	三木市役所	○	○
16	高砂市役所	○	○
17	川西市役所	○	○
18	小野市役所	○	○
19	三田市役所	○	○
20	加西市役所	○	○
21	丹波篠山市役所	○	○
22	養父市役所	○	○
23	丹波市役所	○	○
24	南あわじ市役所	○	○
25	朝来市役所	○	○
26	淡路市役所	○	○
27	宍粟市役所	○	○
28	加東市役所	○	○
29	たつの市役所	○	○
30	猪名川町役場	○	○
31	多可町役場	○	○
32	稲美町役場	○	○
33	播磨町役場	○	○
34	市川町役場	○	○
35	福崎町役場	○	○
36	神河町役場	○	○
37	太子町役場	○	○
38	上郡町役場	○	○
39	佐用町役場	○	○
40	香美町役場	○	○
41	新温泉町役場	○	○

JR 西脇駅



伊丹市営バス車内広告

<写真番号 1>



<写真番号 2>



伊丹市営バス車内広告

<写真番号 3>





INFORMATION



santica information

2025.4.6
サントカ
国際空港

賞金
1,116
THE BEST

AED

Orico



JCBギフトカード

 ¥1,000



福岡まつり

 2024年10月5日(日)

ちやんと子エツコ

最低賃金

1,116円

 兵庫県 最低賃金

いざ、国勢調査!



sanlica

LINE公式アカウント

友だち募集

 やんちがって、いいよね。

**イベントやセールなどの
お得心最新情報をお届け!**

LINEの「または通知」画面から
QRコードまたはID検索で友だち追加をお願いします。

QRコードで登録

ID検索で登録

@sanlica_kobe

たのしみ

 わいし



The screenshot shows a YouTube video player interface. The video title is "最低賃金改定に伴う 助成金について" (About subsidies accompanying the minimum wage revision). The channel is "尼崎市役所 しごとと支援課" (Nishiki City Office, Job and Support Division). The video description includes "兵庫働き方改革推進支援センター 派遣専門家 社会保険労務士 長谷 友美" (Hyogo Working Style Reform Promotion Support Center, Dispatch Specialist, Social Insurance Labor Consultant, Tomomi Nagahama). Below the video, there is a link to the "最低賃金改定に伴う助成金について【賃上げ】、【設備投資】、【生産性向上】" (About subsidies accompanying the minimum wage revision [Wage Increase], [Equipment Investment], [Productivity Improvement]). The right sidebar shows a list of related videos, including "賞状で100年と建設 実績4000件超" (Awarded 100th anniversary and construction achievements over 4000 cases), "Exelよりも使える、キントーン" (Exel is more usable, Kinton), "65歳以降に働いてもメリットな... 社会保険と年金の給付に..." (Benefits of working after 65... social insurance and pension benefits...), "【年金対策】令和7(2025)年10月1日施行！買戻・介護休..." (Pension strategy for 2025 October 1st implementation! Buyback/leave...), "【田中真五の魂】元ゴールドマンサックスの仕事術と習慣..." (The soul of Masahiko Tanaka, former Goldman Sachs work habits and habits...), "市典定の記者会見 (2025年11月開催)" (City Ordinance Press Conference (November 2025)), "11.25 定例記者会見" (11.25 Regular Press Conference), "令和7年度確定申告、e-TAXスマホでもやる人は絶対注意！" (2025 tax return, e-TAX smartphone users must pay attention!), and "【全企業対象】令和7(2025)..." (All companies affected, 2025...).

令和 8 年度 兵庫地方最低賃金審議会による実地視察及び意見聴取について（案）

1 実地視察

(1) 実地視察対象事業場の選定基準

- ア 地域別最低賃金の適用を受ける業種
- イ 基礎調査において最低賃金の引上げによる影響率が高い業種
- ウ 有期雇用労働者（パート、アルバイト）の割合が高い事業場
- エ 中小企業の事業場

(2) 令和 8 年度実地視察事業場（案）

最低賃金の別	日本標準産業分類		主な対象業種	地 域
	大分類	中分類		
地 域 別	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	飲食店	県下全地区
	製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	パン・菓子製造業、その他の食料品製造業、茶・コーヒー製造業等	県下全地区
	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	普通洗濯業、洗濯物取次業、リネンサプライ業	県下全地区

(3) 過去 2 年間の実施状況

令和 7 年度

業 種	地 域	労働者数	参加委員数
飲食業	神戸市	47 名	3 名
小売業	神戸市	14 名	3 名

令和 6 年度

業 種	地 域	労働者数	参加委員数
飲食業	芦屋市	7 名	3 名
小売業	神戸市	4 名	3 名

(4) 実施時期

令和 8 年 6 月～同年 7 月

2 意見聴取

(1) 意見聴取対象事業場の選定基準

ア 特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種

イ 中小企業の事業場

(2) 令和8年度意見聴取事業場（案）

実施省略

(3) 過去2回の実施状況

令和7年度

特定最低賃金専門部会については、それぞれの産業に関係した労使委員参加のもと審議を行っているため、省略。

令和6年度

業 種	地 域	規 模
鉄鋼業	神戸市	96名
電子部品等製造業	姫路市	142名

(4) 実施時期

令和8年7月中旬頃

令和7年度 最低賃金審議経過一覽表

項目		兵庫県	塗料製造業	鉄鋼業	はん用機械器具等製造業	電子部品等製造業	輸送用機器製造業	計量器等製造業	自動車小売業
申 出 書 受 理 日			R7.7.4	R7.7.1	R7.7.1	R7.7.1	R7.7.1	R7.7.1	R7.7.1
改正の必要性	諮問年月日(本審)		R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18
	本 審		R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18
	答 申 年 月 日		R7.8.21	R7.8.27	R7.9.1	R7.8.28	R7.9.9	R7.9.1	
改 正 諮 問 年 月 日		R7.7.15	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18	R7.7.18
専 門 部 会 委 員 任 命 年 月 日		R7.7.23 R7.7.28	R7.8.1 R7.8.5	R7.8.1 R7.8.5	R7.8.1 R7.8.5	R7.8.1 R7.8.5	R7.8.1 R7.8.5	R7.8.1 R7.8.5	R7.8.1 R7.8.5
専 門 部 会 委 員	公 益 代 表	◎千田	上林	○坂本	上林	清田	清田	○千田	◎坂本
		○三上	◎坂本	高階	○千田	○庭本	◎千田	高階	高階
		山口	○庭本	◎三上	◎三上	◎山口	○三上	◎山口	○山口
	労 働 者 代 表	小菅	浦上	小西	小菅	末道	遠藤	黒石	長嶋
		小西	三浦	藤田	坂元	堀井	片山	小菅	橋本
		堀井	森田	村上	須藤	松石	小西	田中	森田
	使 用 者 代 表	倉本	竹本	井上	下岡	榮永	金子	岡村	東
		松岡	床次	篠田	中崎	松岡	鈴木	谷口	今井
		吉川	吉川	吉川	松下	脇坂	松岡	松田	倉本
	実地視察実施年月日		R7.6.12 R7.6.26	—	—	—	—	—	—
第 1 回 専 門 部 会		R7.7.30	R7.8.21	R7.8.27	R7.9.1	R7.8.22	R7.8.22	R7.8.20	R7.9.3
第 2 回 専 門 部 会		R7.8.1	R7.9.17	R7.9.16	R7.9.26	R7.8.28	R7.9.9	R7.9.1	R7.9.9
第 3 回 専 門 部 会		R7.8.5	R7.9.19	R7.9.26	R7.9.30	R7.9.16	R7.9.25	R7.9.17	
第 4 回 専 門 部 会		R7.8.6		R7.10.1			R7.9.29		
第 5 回 専 門 部 会		R7.8.8							
				…金額審議					
審議会令6条5項の適用		無	有	有	有	有	有	有	無
本審(答申)		R7.8.8	R7.9.19	R7.10.1	R7.9.30	R7.9.16	R7.9.29	R7.9.17	—
発 効 日		R7.10.4	R7.12.1	R7.12.1	R7.12.1	R7.12.1	R7.12.1	R7.12.1	—

◎は部会長、○は部会長代理

令和7年度最低賃金審議会等開催日

本審、専門部会及び公益委員会議					
	回数	会議名	開催日	主な議題	諮問・答申
5月		第1回公益委員会議	5月20日	審議日程等について	
	①	第675回本審	5月27日	審議日程案等について	
7月	②	第676回本審	7月15日	地域最賃改正の諮問、専門部会の設置及び決議の取扱い、専門部会の議事の公開、特定最賃改正の必要性審議の進め方	諮問(地賃改正)
	③	第677回本審	7月18日	特定最賃改正の必要性の諮問等、特定最賃改正の必要性審議の進め方、実地視察の報告	諮問(特賃改正の必要性等)
	④	第678回本審	7月30日	最低賃金実態調査結果について、意見陳述(3団体)、目安答申について(未)	
	1	第1回地賃専門部会	7月30日	部会長及び部会長代理の選出、地賃改正審議、目安答申について(未)	
8月	2	第2回地賃専門部会	8月1日	労使考え方表明、中賃経過説明、目安答申について(未)	
	3	第3回地賃専門部会	8月5日	目安答申について、地賃改正審議	
	4	第4回地賃専門部会	8月6日	地賃改正審議	
	5	第5回地賃専門部会	8月8日	地賃改正審議、採決	報告(全会一致せず)
	⑤	第679回本審	8月8日	地賃改正採決、答申	答申(地賃改正)
	1	計量器等製造業専門部会①	8月20日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①	
	2	塗料製造業専門部会①	8月21日	部会長選出、特賃改正必要性の審議① 結審(全会一致)	答申(必要性)
	3	電子部品等製造業専門部会①	8月22日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①	
	4	輸送用機械製造業専門部会①	8月22日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①	
	⑥	第680回本審	8月26日	兵庫県最賃異議審 諮問、答申(全会一致)	(異議)諮問、答申
	5	鉄鋼業専門部会①	8月27日	部会長選出、特賃改正必要性の審議① 結審(全会一致)	答申(必要性)
	6	電子部品等製造業専門部会②	8月28日	特賃改正必要性の審議② 結審(全会一致)	答申(必要性)
	9月	7	はん用機械器具製造業専門部会①	9月1日	部会長選出、特賃改正必要性の審議① 結審(全会一致)
8		計量器等製造業専門部会②	9月1日	特賃改正必要性の審議② 結審(全会一致)	答申(必要性)
9		自動車小売業専門部会①	9月3日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①	
10		輸送用機械製造業専門部会②	9月9日	特賃改正必要性の審議② 結審(全会一致)	答申(必要性)
	11	自動車小売業専門部会②	9月9日	特賃改正必要性の審議②	報告(全会一致せず)
	12	鉄鋼業専門部会②	9月16日	金額審議①	
	13	電子部品等製造業専門部会③	9月16日	金額審議① 結審(全会一致)	答申(金額)
	14	塗料製造業専門部会②	9月17日	金額審議①	
	15	計量器等製造業専門部会③	9月17日	金額審議① 結審(全会一致)	答申(金額)
	16	塗料製造業専門部会③	9月19日	金額審議② 結審(全会一致)	答申(金額)
	17	輸送用機械製造業専門部会③	9月25日	金額審議①	
	18	はん用機械器具製造業専門部会②	9月26日	金額審議①	
	19	鉄鋼業専門部会③	9月26日	金額審議②	
	20	輸送用機械製造業専門部会④	9月29日	金額審議②結審(全会一致)	答申(金額)
	21	はん用機械器具製造業専門部会③	9月30日	金額審議② 結審(全会一致)	答申(金額)
10月	22	鉄鋼業専門部会④	10月1日	金額審議② 結審(全会一致)	答申(金額)
	⑦	第681回本審	10月2日	自動車小売業特定最賃改正必要性答申・特定最賃改正審議結果報告	答申(必要性)
		(第682回本審)	10月20日	(特定最賃異議審) 異議申出なく流会	
3月	⑧	第682回本審	3月6日	適用使用者及び労働者数、特定最賃意向確認	

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月19日(水)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月20日(木)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		8月21日(金)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		8月24日(月)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		8月31日(月)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月2日(水)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月3日(木)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月4日(金)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月7日(月)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月9日(水)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月10日(木)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月11日(金)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月14日(月)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月16日(水)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		9月17日(木)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月18日(金)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月2日(金)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月5日(月)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月7日(水)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月9日(金)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月13日(火)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月15日(木)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月19日(月)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月21日(水)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月23日(金)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		10月26日(月)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		10月28日(水)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)